

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和 7 年度 松阪市防災会議及び松阪市国民保護協議会
2. 開 催 日 時	令和 8 年 3 月 24 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
3. 開 催 場 所	松阪市本町2176番地 松阪市産業振興センター 3 階 研修ホール
4. 出席者氏名	(会長)竹上真人 (委員)大吉 雄人、神本 崇、井上 英俊、中川 実、矢野 英樹、 堀 康太郎、須川 洋幸、近田 雄一、永作 友寛、 中田 雅喜、高橋 淳也、西山 俊雄、※杉本 和久、 ※谷口 幸司、坪井 俊吾、※瀬尾 元昭、辻村 好正、 ※橋本 文彦、天白 拓治、下川 忠幸、森本 臣紀、 ※森文宣、※水田 健、長谷川 尚子、加藤 和典、 中森 弘幸、豊住 眞、越川 由美子、森本 恵夫、 花井 忠和、八田 久子、松田 千代、久保 敦子、 中井 俊彦、吉田 真也(以上 35 名) ※は代理 (事務局)防災担当参事兼防災対策課長・中井 和史、 課長補佐・村田 充広、防災係長・若林 大樹、 防災係主任・雑賀 慎哉、管理係長・喜多 洋子 (アドバイザー)三重大学大学院工学研究科教授 川口淳
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	報道関係者 2 名
7. 担 当	松阪市 防災対策課 担当者：中井・若林・喜多 電 話 0598-53-4313 FAX 0598-22-1055 e-mail bousai.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

松阪市国民保護協議会

(1)あいさつ

(2)国民保護とは【説明】

松阪市防災会議

(1) 地区防災計画について【報告】

(2) 松阪市地域防災計画の修正について【議事】

(3) 松阪市水防計画の修正について【議事】

(4) 令和 8 年度「松阪防災の日」について【報告】

(5) その他

議事録

別紙

会議名	令和 7 年度松阪市国民保護協議会・松阪市防災会議議事録		
開催日時	令和 8 年3月 24 日(火) 13時30分から15時 30 分	開催場所	産業振興センター
出席者	(会長)竹上真人 (委員)大吉 雄人、神本 崇、井上 英俊、中川 実、矢野 英樹、堀 康太郎、 須川 洋幸、近田 雄一、永作 友寛、中田 雅喜、高橋 淳也、西山 俊雄、 ※杉本 和久、※谷口 幸司、坪井 俊吾、※瀬尾 元昭、辻村 好正、 ※橋本 文彦、天白 拓治、下川 忠幸、森本 臣紀、※森文宣、※水田 健、 長谷川 尚子、加藤 和典、中森 弘幸、豊住 眞、越川 由美子、森本 恵夫、 花井 忠和、八田 久子、松田 千代、久保 敦子、中井 俊彦、吉田 真也 (以上 35 名) ※は代理 (事務局)防災担当参事兼防災対策課長・中井 和史、課長補佐・村田 充広、 防災係長・若林 大樹、防災係主任・雑賀 慎哉、管理係長・喜多 洋子 (アドバイザー)三重大学大学院工学研究科教授 川口淳 ■傍聴者:報道関係者 2 名		
内 容	【資料確認】 事項書、委員名簿・配席図、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、資料7 ■令和 7 年度国民保護協会 1. 開会の挨拶(会長) ・世界情勢が不安定でいつ何が起こるかわからないような状態である。そのような中、こうして委員の皆様にお集まりいただき、国民保護の在り方について確認させていただくことは非常に重要なことである。 2. 国民保護協議会 ・資料1「国民保護とは」に基づき、概要を説明。 ・令和 7 年度については、法改正等が無く国から指示等もなかったことから、松阪市国民保護計画に大きな修正はなし。 ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に規定する避難施設の指定について、令和 8 年 1 月 16 日付で三重県より市保有施設を新たに避難施設に指定した旨の通知があったことから、松阪市国民保護計画に 112 施設を避難施設へ追加を行う。 3. 質疑応答 ・(委員)J アラートのサイレンが風向きで聞こえない時がある。そのようなケースに対する対応策をなにか講じられているか。 (事務局)Jアラートにて発信した内容は、通信事業者を通じてスマートフォンでも受信できる		

ようになっている。また、テレビ、ラジオにも同時に発信が行われる。

- ・(委員)J アラートにてミサイルの飛来が周知された際どれくらいの時間の猶予があると考えてよいか。またミサイルの飛来に対する避難訓練等を行う予定はあるか。

(事務局)ミサイルの発射が確認されてから全国瞬時警報が作動するが、時間の猶予がどの程度あるかはケースごとによって異なる。また、現在は自然災害をテーマとした訓練を行っているが、国民保護をテーマとした訓練の開催についても検討していきたい。

- ・(委員)高齢者や障害を持たれている方への避難訓練についてはどのように考えているか。
(事務局)高齢者や障害を持たれている方についても、有事の際の行動について周知、啓発を行っていく。

■令和7年度松阪市防災会議

1. 地区防災計画について

- ・資料「地区防災計画について」に基づき説明。
- ・令和7年度末時点で地区防災計画の策定状況は、43 住民自治協議会のうち 14 地区が策定。
- ・令和7年度は粥見住民自治協議会、有間野区住民自治協議会、松ヶ崎住民自治協議会の3つの地区で策定された。

【粥見住民自治協議会】

●地区の特徴について

- ・松阪市の東西のほぼ中央に位置し、周囲は山に囲まれている。
- ・1級河川櫛田川が流れ、新緑や紅葉など自然豊かな中山間地域。
- ・国道166号線、368号線がとおる四方を山に囲まれた谷間と大部分が盆地形状の地域。

●地区の課題について

- ・櫛田川に掛かる橋の損壊時の支援体制(波留、本郷、相津、魚瀬一部、舟戸一部、立梅、生辺地区)
- ・地区における災害時の支援のための人材確保(若年層の減少に伴い消防団員も少なくなり高齢化が一段と進んでいる)
- ・避難所における名簿作成等リーダー的人材、各種業務の役割分担での人材確保の方法

●地区防災計画策定までの経緯

- ・令和6年11月14日 粥見住民自治協議会運営委員会を開催
防災計画策定委員9名を選任。
- ・令和6年12月13日 第1回防災計画策定委員会を開催
「洪水・土砂・地震災害編」、「行動計画編」を提示
- ・令和7年1月29日 第2回防災計画策定委員会を開催
「洪水・土砂・地震災害編」、「行動計画編」を検討
- ・令和7年2月28日 第3回防災計画策定委員会を開催
「洪水・土砂・地震災害編」、「行動計画編」を加筆・修正、再検討

- ・令和7年3月25日 第4回防災計画策定委員会を開催
- ・令和7年4月25日 粥見住民自治協議会運営委員会で協議し、策定に至る。

●今後の計画の活用など

- ・令和7年5月に行われた住民自治協議会の総会にて、自治会長に地区防災計画の住民の周知を依頼。
- ・災害発生時の初動対応マニュアル及び自助への取り組みをまとめた資料の各戸配布を行った。
- ・地震自動開錠ボックス等の使用方法の確認、備蓄品の確認及び取り扱い訓練を行った。
- ・水道水に代わる水の確保に取り組む。井戸のある家の協力を求めると共に、湯沸かし用器具等の備蓄を行う。
- ・避難所運営訓練の開催を検討している。

【有間野区住民自治協議会】

●地区の特徴について

- ・周囲が山に囲まれている地域。
- ・43住民自治協議会の中で3番目に面積が小さい地域。5つの自治会に分かれ、世帯数は100程度。
- ・地域内の指定避難所としては、休校している有間野小学校があるが、施設が手狭であり、地域住民全てが避難できる施設ではない。

●地区防災計画の特徴について

- ・5つの自治会によって、地域の特性が異なることからそれぞれの特性に合わせて計画を作成。
- ・各自治会の避難場所、危険箇所、班別の連絡網、自治会内の要配慮者を記載したマップを掲載。
- ・有間野地区には井戸が多数存在するため、調査を行い、飲料が可能な井戸、生活水とてのみ使用可能な井戸、使用不可能な井戸をまとめたマップを掲載。

●今後の課題について

- ・これまで大きな災害を経験していないため、自助の啓発を行っても意識の向上が厳しいと感じている。そのため、今回の地区防災計画の策定については、住民自治協議会だけでなく、自治会から避難場所等の情報を吸い上げて策定を進めた。
- ・今後も引き続き自助・共助の啓発を行い、地域の防災意識の向上を図っていきたい。

【松ヶ崎地区住民自治協議会】

●地区の特徴について

- ・伊勢湾に面し、三渡川をはじめ、4つの河川が縦断している。
- ・面積が広く、地域ごとに特徴が異なることから、災害対策が異なり、難しい地域需要を抱えている。
- ・少子高齢化が進み、高齢化率は43%以上となっている。

- ・東日本大震災の発生を受け、津波被害を懸念した若い世代の住民が地域から離れていくことが多くなった。

●防災対策への取り組みについて

- ・地域の防災力向上を図るため、全住民参加型の訓練を行ってきた。また、要配慮者の避難対策を主要課題として防災訓練の開催、自治会役員を対象としたリーダー研修会を開催している。
- ・災害情報をまとめた資料を各戸配布し、家族会議などを促し、地域住民の防災意識の向上を図っている。

●地区防災計画の活用について

- ・今回策定した地区防災計画は自治会役員等に配布を行った。役員等の変更の際は、必ず引き継いでいくよう要請を行っている。
- ・地区防災計画のダイジェスト版を作成し、開催を予定している住民防災学習会の資料として地域住民へ配布を行っている。

●地区防災計画の特徴について

- ・地域が抱える防災課題を4項目掲げ、地域で取り組むべき課題を明確にしている。
- ・防災訓練の様子を撮影した写真を掲載し、訓練に参加していない住民に対し、訓練の重要性について啓発を行っている。
- ・地域で推奨している要配慮者の避難等にかかるとなり人事業、南海トラフ巨大地震の情報をまとめたリーフレットを作成した。
- ・令和6年10月に発生した台風10号による道路冠水などの地域の被害状況の写真や情報を掲載した。
- ・2つの地域内共助として地震発生時に津波警報・注意報が発令した際の地域の災害体制、風水害時の相互支援システムを確立している。相互支援システムについては、地域住民の4割以上が、要請があれば協力するとの意思を確認している。
- ・リーダー研修会などで学んだ内容を掲載し、地域住民に周知を図っている。
- ・実際に災害を経験した高齢者等の経験談を掲載している。
- ・災害時の行動について明確化し、発災時に取るべき行動を住民へ周知している。

【アドバイザーの講評】

- ・地区防災計画には明確なビジョンがある。阪神淡路大震災以降取り組んできた自主防災活動が、東日本大震災の発災時にあまり機能しなかったことを教訓にビジョンを定めている。東日本大震災の際に機能しなかった3つのポイントがある。

①ボトムアップではない

行政に指示されて雛形に沿ってただ取り組んでいた。

②各地区の特徴をつかんでいない

行政の雛型通りでやっていたため、隣町で特徴が違うのに同じことをしていた。

③継続性がなかった

地区防災計画や自主防災組織を作成することが目的となっており、継続的な防災活動への取り組みがなかった。

本日発表いただいた3地区全てが、3つのポイントをしっかりと踏まえた計画となっており、共助から自助へ訴えかける内容となっていた。今後も計画のアップグレードを行っていただき、地域の防災力向上を図っていただきたい。

- ・43住民自治協議会のうち14地区で計画が策定されている。これは、三重県内でも上位の数値であり今後もより一層地区防災計画の策定を進められるように取り組んでいただきたい。

【地区防災計画の承認】

- ・3地区の地区防災計画の提案が終了。委員に意見を求め、問題がないことから3地区の防災計画を承認。→各住民自治協議会より市長へ地区防災計画を提出。

2.松阪市地域防災計画の修正について

- ・資料「令和7年度『松阪市地域防災計画』の修正概要」に基づき説明

■ビジョン編：第1章 松阪市の現況

●4 市民の防災への意識

- ・令和7年度市民意識調査の、日頃から災害への備えをしているかの質問に対し、令和7年度では、している、どちらかというとしているとの回答が44.9%、令和6年度の50.3%から比べ、5.4ポイント減少した。
- ・政策の重要度で「防災対策」を「重要」「やや重要」と回答した方が、前年の 61.0%から74.3%へと上昇しており、防災・減災対策のさらなる充実が求められています

■行動計画編：第1章 自助・共助

●(1)災害リスクを知る【追記】

- ・水防法に基づき、内水氾濫による浸水想定区域を設定したことを受け、本計画に「内水氾濫」を災害リスクに追加するとともに、作成された「内水ハザードマップ」を、本計画で取り扱うハザードマップのひとつとして追記。

●(2)防災情報を知る【追記】

- ・令和8年出水期より「新たな防災気象情報」の運用が開始されることを受け、「新たな防災気象情報」の概要について追記。

■第2章：テーマ3(災害の発生後にすべきこと)

●(1)3-1-9 受援体制の確保【追記】

- ・応援要請をするにあたり、応援要員の宿泊等の受け入れ施設として松阪スポーツセンターを追記。

●(2)3-2-2 災害救助法の適用要請【修正・追記】

- ・法第2条第1項4号および法第2条第2項による災害救助法の適用を明記するとともに、災害救助法等の改正に基づいて修正・追記。

●(3)3-2-8 給水対策【修正・追記】

- ・災害時用給水栓の整備を行ったため、災害時用給水栓設置状況一覧を追記。

■第3章：業務継続計画

●(1)6 必要資源の分析と対策 6-3 通信手段の確保【追記】

- ・非常時の通信確保のため、新たに低軌道衛星インターネット通信機器スターリンク4式を

導入配備したため、通信手段一覧に追記

■第4章：防災関係機関の災害対策

●(1)松阪地区広域消防組合の配備体制【修正】

・風水害、地震災害、津波災害対応体制における配備内容を一部修正。

●(2)松阪警察署の災害対策【修正】

・基本方針および警察の活動について一部修正

●松阪市地域防災計画修正案の承認

・事務局からの松阪市地域防災計画修正案の説明が終了。委員に意見を求め、異議がないことから松阪市地区防災計画の修正案を原案のとおり承認。

3.松阪市水防計画の修正について

・資料5「令和6年度『松阪市水防計画』の修正概要」に基づき説明

■嬉野管内の一部が雨水出水浸水想定区域に指定されたこと、及び内水ハザードマップが作成されたことによる修正

・用語の定義に「内水浸水想定区域」を追加

・水防管理者が安全確保に配慮する対象に「内水」を追加

・浸水想定区域の指定等に松阪市が内水浸水想定区域を指定し、公表する旨を追記等。

■国管理河川における重要水防箇所の見直しによる修正

・国土交通省が管理する(1)雲出川、(2)櫛田川の重要水防箇所の見直しにかかる修正。

■気象庁が行う予報及び警報における修正

・気象情報発表基準の指数が変更となったものについて修正。

■雲出川水系中村川が特定都市河川として指定されたことによる流域治水に係る連携

・松阪市が関係主体の一員として、国・県・関係市・河川管理者・下水道管理者等と情報共有や協力体制確保に努めることを明確化。

■その他所要の見直し

・三重県水防計画、水防計画策定の手引き(水防管理団体版)等に倣うもの。

・その他運用実態に沿う変更

●質疑応答

・(委員)加積不足に対し、土のうでの対応とのことであるが、国へ堤防のかさ上げを要望しないのか

(事務局) 国及び県管理河川に対し、要望のほうは行っていく。ただ、大規模な工事がかさ上げには必要になるため、水防計画には即時性のある対応を記載している。

●松阪市水防計画修正案の承認

・事務局からの松阪市地域防災計画修正案の説明が終了。委員に意見を求め、問題がないことから松阪市地区防災計画の修正案を原案のとおり承認。

4. 令和8年度「松阪市防災の日」について

- ・令和8年度「松阪市防災の日」として、令和8年10月25日、松阪防災週間については、令和8年10月25日から10月31日までとする。また、令和8年度の松阪市総合防災訓練については、10月25日、松阪市防災の日に実施を計画している。

5. その他

- ・防災会議への男女共同参画の推進について、防災会議への女性登用率の向上は、大変貴重なことと認識をしており、ご参加いただく団体の皆様には、女性委員の選出について、引き続きご検討をお願いしたい。

【防災会議全体を通してアドバイザーより講評】

- ・昨年の3月に、国が10年ぶりに南海トラフ地震の被害想定を見直した。南海トラフ地震の被害想定は被害が出たときに適切に対応できるようにそのベースとなる数字を国が示している。それに基づき皆さんに審議いただいた地域防災計画がある。しかしながら、レベルⅡの想定を見てみると、現有の能力だけでは太刀打ちできない。
- ・太刀打ちできないときは、2つの方法があり、県やその他の都道府県、警察、自衛隊等に助けを求める方法が1つ。もう1つは減災。国が前回の被害想定を出したときの減災目標は、死者8割減、倒壊家屋5割減であった。死者が当時の想定で最大33万2,000人、倒壊家屋250万棟であった。(政府は)10年ぶりに被害想定を見直したが、(被害の想定は)全然減っていなかった。
- ・三重県は今後新たな被害想定を発表するが、各関係機関の皆さんにおかれては、正しい減災対策、目標設定していただき、それに向かって、次の10年の取り組みをお願いしたい。
- ・ポイントは4つあり、1つ目は、被害想定レベルⅠ・レベルⅡの両方を公表すること。2つ目は半割れ。南海トラフは、一般的には紀伊半島の東側と西側で、区間が分けられている。歴史的にそこを跨いで一気に地震が発生したことがないため、どちらかが先に割れるとどうということが起きるのかということが南海トラフ臨時情報で謳われている。
- 3つ目は長周期地震動について。高層建物の被害についてのため、松阪市はそんなにないと思うが、少し高層のマンションにお住まいの方には影響があるかもしれない。
- 4つ目は斜面崩壊の計算の方法を変えたことである。土砂災害警戒区域は住家のある場所だけが指定対象であるが、住家のないところでも道が崩れると通れないので、その計算を行っている。斜面崩壊箇所の総定数が大幅に増える。松阪市の西半分は斜面が多いため、そのあたりを踏まえ、今後、新しいハザードマップ、BCP、減災対策に取り組んでいただきたい。

～閉会のあいさつ(会長:竹上市長)～

- ・本日は長時間にわたり熱心なご審議、様々なご意見ありがとうございました。今後とも、松阪市防災行政並びに市政全般にわたりご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。